# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認島根地方第三者委員会分

## 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 3件

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで

② 昭和42年1月から同年3月まで

A事業所に勤務していたころ、時期は覚えていないが事務員から過去の国民年金保険料に納付漏れがあると聞かされ、6,000 円と 3,000 円の 2回に分けて事務員に渡して納めてもらった。申立期間のどこの時期を納付したかは記憶に無いが、確かに納めたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に勤務していた昭和52年2月28日及び同年5月11日に、42年4月から44年3月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間に係る申請免除期間の国民年金保険料をそれぞれ追納しているが、52年2月28日の時点では、申立期間①及び申立期間②の申請免除期間のうち、42年1月以前については追納可能な10年の期間を経過していたことにより国民年金保険料は追納できないが、申立期間②のうち42年2月及び同年3月については、制度上、追納が可能である。

また、申立人は、「A事業所に勤務していたころ、時期は覚えていないが、 事務員から過去の国民年金保険料に納付漏れがあると聞かされ、6,000 円 と 3,000 円の 2 回に分けて事務員に渡して納めてもらった。」としており、 社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立 人の昭和 52 年 5 月 11 日の追納額 3,000 円は、申立金額と一致するほか、 52 年 2 月 28 日の追納額は 4,950 円(昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの 分)と記録されているが、制度上、追納可能な申立期間②のうち 42 年 2 月 及び同年 3 月の保険料 400 円を加えると 5,350 円となり、申立金額(6,000 円)とほぼ符合することを考慮すると、52 年 2 月 28 日の時点において、 この 2 か月分のみ追納していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 42 年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から53年12月まで

時期は不明であるが、20歳からの数年分の国民年金保険料が未納であるという通知が来たので、母が自宅近くの金融機関で一括納付(約2年分で7万円ぐらい)している。私は10代から収入もあったため未納は無いはずである。未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

ていたと考えるのが自然である。

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、同居している申立人の母も、申立期間を含め、昭和36年4月の納付開始から60歳まで国民年金保険料を完納しており、申立人及びその母の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月24日以降に払い出されていると推測され、その時点で申立期間の国民年金保険料納付は可能である。さらに、申立人は納付した国民年金保険料は「7万円ぐらい」(約2年分)としており、この金額は、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点(昭和54年1月24日以降と推測)で納付可能である申立期間(昭和52年3月から53年12月まで)及び申立期間直後の昭和54年1月から同年3月まで(昭和53年度の現年度分)の国民年金保険料額6万560円(25か月分)と大きな差異はみられず、申立人の申立期間当時及び申立期間後の収入にも変化は無いと考えられ

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

ることから、納付が可能であった申立期間の国民年金保険料についても納付し

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和22年3月及び同年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を22年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を210円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月31日から23年7月15日まで 私は、A事業所に昭和21年2月1日に採用されたが、A事業所が市区 町村組織へ移管することになり、22年4月30日にA事業所を一旦退職 し、同年5月1日からは移管先であるB事業所に採用された。

B事業所は、昭和23年3月31日に解散し、同年4月1日にC事業所が発足したことに伴い、私を含む職員も無条件でC事業所に身分が移管されているが、その後、私は同年10月30日にC事業所を退職している。

私が勤務していたC事業所の後身であるD事業所が発行した前歴証明書(昭和44年4月26日)にもあるように、切れ間無く勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

D事業所が作成した前歴証明書及び申立人が提出したA事業所の辞令書から判断すると、申立人は、昭和21年2月1日から22年4月30日まで継続してA事業所に勤務し、申立期間のうち22年3月及び同年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和22年2月の社会保険事務所の記録から、210円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和22年5月1日から23年7月15日までについては、A事業所が作成した前歴証明書により、申立人はC事業所及びD事業所に勤務していたことはうかがえるが、当時の資料はすべて廃棄されており、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和63年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月25日から同年9月15日まで 社会保険庁の記録ではA社C支店で昭和63年8月25日に資格喪失し、同 社B支店で同年9月15日に資格取得となっているが、厚生年金保険に継続 して加入していることから、被保険者期間を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

人事発令、社員名簿及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和63年8月25日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年9月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保存している申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和 63 年9月 15日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年1月まで

申立期間中については、夫の殉職による遺族年金を受給していたこと、 及び自営業収入があったことから、近所のA市区町村職員に国民年金保 険料は納付しなくてもよいと言われ、免除にしてもらっていた。その後、 免除期間について納付できるようになったと近所のA市区町村職員から 言われ、3回ぐらいの分割(納付書が3枚届いた)で3年から4年間か けて、A市区町村の窓口で納付書により納付した。

追納については、すべての期間について行ったとの記憶があるので、 未納があるのは納得いかない。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、追納の申込み後3回ぐらいに分けて、3年から4年間かけて納付書により納付したとしているが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びA市区町村が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間直後の昭和42年2月から47年7月までの国民年金保険料について、52年2月28日、同年4月6日、53年3月25日、同年7月24日及び55年12月27日の5回に分けて追納したことが確認でき、申立人の記憶は当該追納のことを指しているものと推察される。

また、申立人は「追納についてはすべての期間について行った。」としているが、申立人の追納開始時期に係る記憶は不明であり、記録上の追納開始時期である昭和52年2月28日時点においては、申立期間となる42年1月以前の国民年金保険料は10年の期限を経過していたことから追納できない期間であり、申立人は追納開始時点において追納可能な期間をすべて追納したものと推察される。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年12月及び47年9月

の2回払い出されているが、47年9月の払出簿には「誤適用」との記載があり、払出しが取り消されていることが確認でき、このほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から40年6月まで

19 歳ごろ、長男で一人っ子であったため帰郷し、家業に従事するようになり、昭和37年11月に国民年金に加入した。当時の保険料額は憶えていないが、150円ぐらいだったような気がする。また、申立期間については、時期についてははっきりとしないが、A市区町村役場に行った際に指示を受け、さかのぼって納付した記憶もある。遡及納付後については、町内会集金により、両親分と併せて納付している。

納付の事実について認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和 42 年 2 月 20 日であり、 払出時点において申立期間のうち、39 年 12 月以前の国民年金保険料は、 時効により納付することができない。

また、申立人は加入手続をした時にA市区町村役場で納付書をもらい、 同市区町村役場の窓口で納付したと記憶しているが、昭和37年当時は印紙 検認方式での納付であったため、同市区町村役場で納付書を交付していた とは考え難く、不合理である。

さらに、申立人は「A市区町村役場に行った際に指示を受け、さかのぼって納付した記憶がある。」としているが、社会保険事務所の記録によると、手帳払出し後、昭和 40 年 7 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料をさかのぼって一括納付されたことが確認でき、申立人の記憶は当該納付のことを指しているものと推察される。

加えて、申立人は昭和37年9月27日以降、A市区町村に引き続き居住していることなどから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から38年3月まで

国民年金の加入手続及び保険料の納付を母が行っていたので、納付状況等は分からないが、独立したばかりの時、先輩に「年金は掛けているか。」と聞かれ、母に確認したら、「兄、義姉、自分の分を掛けているので心配ない。」と言っていた。納付組織で、他の税金とまとめて納めていたはずである。

母は既に死亡しており、納付したことを確認できる資料も無いが、必ず納付しているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母に確認したら、『兄、義姉、自分の分を掛けているので心配ない。』と言っていた。納付組織で、他の税金とまとめて納めていたはずである。」と申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点(昭和38年12月14日以降と推定)では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるため納付組織では納付することができない。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時点まで同一住所地に居住していたなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人も「国民年金手帳は、事業所に預けていて紛失した1冊のみである。」と申し立てている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付は申立人の母が行ったと述べており、自身は関与しておらず、申立人の母も、既に死亡していることから、保険料の納付状況等は明確ではないが、申立人の母は、申立人の国民年金加入手続を昭和38年12月ごろに行った後、現年度の4月にさかのぼって保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無いほか、申立人が申立期間の国民 年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から51年7月まで

昭和 48 年 11 月に結婚してA市区町村に転居し、転居先がA市区町村 役場B支所のすぐ近くであったので、53 年ごろC市区町村に転出するま で、毎月、同支所に出向いて国民年金保険料を納付していた。年金記録 を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自宅がA市区町村役場B支所のすぐ近くにあったので、昭和53年ごろC市区町村に転出するまで、毎月、同支所に出向いて国民年金保険料を納付していた。」と申し立てているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が保管している年金手帳によれば、A市区町村在住中の昭和51年8月から国民年金に任意加入の上、同月から国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立期間については、任意加入の期間となることから、制度上さかのぼって国民年金に加入することはできず、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は昭和53年ごろC市区町村に転出したとしているが、戸籍の附票によると、56年2月に転出したことが確認でき、申立人の申立期間当時の記憶はあいまいである。

さらに、申立人は、昭和48年11月8日以降、56年2月にC市区町村へ 転出するまで同一市区町村(A市区町村)に居住しており、別の国民年金 手帳記号番号が払い出されているとは考え難い。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)や関係者の証言等も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から 63 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

これまで、国民の義務は果たさないといけないと思い、国民年金保険料の納付が難しいときは免除を受け追納していた。申立期間中は、免除を受けた記憶は無く、毎月、A市区町村又はB市区町村の窓口で納付していたので、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の一部を含む昭和55年5月から62年4月までA市区町村に、申立期間の残りの一部を含む62年4月から平成5年4月までB市区町村にそれぞれ在住していたが、当該市区町村の国民年金被保険者名簿(A市区町村)及び国民年金納付記録(B市区町村)では、申立期間はいずれも「申請免除」の記録となっており、社会保険庁オンライン記録とも一致している。

また、申立人は、C市区町村在住時(昭和 55 年 5 月まで)は免除を申請したものの、A市区町村及びB市区町村に在住していた当時は免除を申請していないと申し立てているが、申立期間直前の昭和 61 年 3 月までの保険料が免除期間の追納によって納付済みになっていることを踏まえると、少なくともA市区町村に在住していた期間については免除申請したことを認識していたと考えられる。

さらに、当該市区町村では、いずれも申立期間当時、「免除を受けるには、 必ず、申請者又は同居家族による申請免除書類の提出が必要であった。」と 回答しており、申立人(申立期間当時は独身)について、同書類の提出が無 いまま免除が認められたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から41年3月まで

申立期間中、亡母が私の国民年金保険料を、私の兄の分と一緒に、町内会で納付していた。保険料月額は250円から400円ぐらいで、領収書を受け取っていた。

申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立期間後の昭和 41 年 4 月 30 日であり、その時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付又はその後に 実施された特例納付により納付する必要があるが、申立人は、「申立期間以降、 申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。」としている。

また、申立期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の兄は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人と同様に申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保 険料の納付に関与していない(申立人の亡母が行ったとしている)ため、これ らの状況が不明となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等)は無い。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月31日から30年10月9日まで

② 昭和32年1月1日から同年5月1日まで

③ 昭和34年1月1日から同年10月31日まで

申立期間①についてはA事業所に、申立期間②及び③についてはB事業所に勤務していた。それぞれの事業所に2年は勤めていた記憶があるが、社会保険庁が管理している厚生年金保険の加入期間は、どちらの事業所も実際に勤務していた期間よりも短く、一度退職したA事業所に再度勤務したことにもなっており、納得ができない。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日が昭和30年10月9日と記載されており、社会保険事務所が保管している厚生年金手帳記号番号払出簿の記録及びA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致するとともに、A事業所及び同事業所C事務所の同被保険者名簿において、同日以前に申立人の氏名を確認することはできず、欠番も無い。

また、A事業所では、「申立期間当時の人事記録等は廃棄しており、事務担当者も亡くなっているため、申立人の勤務形態等は調査できない。」と回答しており、申立期間において、申立人の申立てどおりの厚生年金保険加入の届出及び厚生年金保険料の控除を行ったか否かは確認できない。

2 申立期間②及び③については、社会保険事務所が保管しているB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における申立人の氏名は無く、欠番も無い上、申立人が同事業所で昭和32年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、34年1月1日に資格を喪失した際、健康保険証が

同月7日に返納されていることが確認でき、事務処理に不自然な形跡は無い。 また、B事業所で同じ業務に従事していた複数名の同僚の証言により、申立 人が申立期間に同事業所で勤務していたことは推認できるものの、同事業所 は昭和35年10月13日に全喪し、事業主及び事務担当者も亡くなっており、 申立期間において、申立人の申立てどおりの厚生年金保険加入、喪失の届出 及び厚生年金保険料の控除を行ったか否かは確認できない。

なお、申立人は、B事業所に勤務していたとする申立期間③の一部(昭和34年9月1日から同年10月31日まで)を含む昭和34年9月1日から同年12月26日までA事業所において厚生年金保険に加入していることについて、「一度退職したA事業所に再度勤務したことにもなっており、納得できない。」と申し立てているが、社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には不自然な形跡は見当たらず、当該申立期間③の一部(昭和34年9月1日から同年10月31日まで)について申立人がA事業所のほかにB事業所においても同時に厚生年金保険に加入していたことは考え難い。

- 3 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年12月1日まで

私は、大学卒業後、昭和46年4月から同年11月末まで、A事業所(B市区町村)に勤務していた。同事業所の従業員は50~60人で、同期入社も15人位いた。社名はカタカナ表記だったかもしれない。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所について、社会保険庁の記録及び法人登記簿の照会等により、類似する名称の事業所を含めて調査を行ったが、A事業所という事業所の存在は確認できない上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録も確認できない。

また、申立人は、申立期間において雇用保険の被保険者となっていない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立人は、事業所名称、代表者の氏名及び厚生年金保険料の控除状況等について、記憶も曖昧である。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名等について、1人も記憶が無いとしており、当時の同僚と連絡が取れないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除状況等について証言を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月20日から30年1月4日まで

② 昭和30年10月1日から33年2月28日まで

申立期間①についてはA事業所に、申立期間②についてはB事業所に それぞれ勤務していた。

A事業所は休業状態にあったが、日夜努力し、再出発できるようになった。また、B事業所については辞令もあり、これらの事業所に勤務していたことは確かである。

申立期間①及び申立期間②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、社会保険事務所の記録により、A事業所は昭和 19 年 6 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、現在、同事業所の業務を引き継いでいるC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は無い上、申立期間に係る整理番号に欠番も無い。
- 2 申立期間②については、社会保険事務所の記録により、申立てのあった事業所が昭和 23 年 9 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、D事業所(旧B事業所)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間及び申立期間前後に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。
- 3 D事業所の担当者は「人事記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。申立期間②のうち昭和31年4月30日以降に係る労働者名簿に申立人の氏名はあるが、23年から35年の間に申立人と同様に『E業務を嘱託する』と労働者名簿に記載されていた者は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は無く、厚生年金保険に加入させていなかったようだ。」と回答している。

また、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

さらに、申立期間①に係る申立人の同僚については、既に亡くなっており、申立期間②に係る申立人の同僚2人は、申立人のことを覚えておらず、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言は得られなかった。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。